

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める
告示の一部改正案に対する意見募集の結果について

令和元年 12 月 27 日
環境省水・大気環境局
自動車環境対策課

1. 意見募集の概要

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的に、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行っているところです。

今般、欧州の排出ガス規制の改正に伴い、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示(平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号)」(以下「告示」という。)の一部を改正する案について、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

- 募集期間 令和元年 10 月 15 日(火)～令和元年 11 月 15 日(金)
- 告知方法 関係資料を電子政府の総合窓口(e-GOV)に掲載
- 意見提出方法 電子メール、ファックス又は郵送

2. ご意見の件数

- 改正案の内容についての御意見 2 件
- その他のご意見 0 件

3. 御意見に対する対応

いただいた御意見は適宜要約させていただいております。

御意見	対応
出来るだけ早い施行をお願い申し上げます。	公布日施行としています。
「同等と見なす基準」に対し、現行の改正案に加え以下の基準の追加もご検討いただけませんか。 ・ Power Band P ・ Power Band Q ・ Power Band R	今後の参考とさせていただきます。